

## バスターミナルのバリアフリー化について (令和5年3月末現在)

### 【バリアフリー化の目標】

(平成23年度から令和2年度までの目標)

1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上であるバスターミナルについては、令和2年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

**バスターミナルの段差への対応施設数**

区分	項目	総施設数	1日当たりの利用者数が3千人以上の施設数	段差が解消されている施設数 (移動円滑化基準第4条に適合)
			総施設数	3千人以上の施設数
平成23年度末	158	51	84(53.2%)	41(80.4%)
平成24年度末	155	52	85(54.8%)	43(82.7%)
平成25年度末	154	50	87(56.5%)	41(82.0%)
平成26年度末	150	49	86(57.3%)	41(83.7%)
平成27年度末	150	48	87(58.0%)	43(89.6%)
平成28年度末	146	46	85(58.2%)	42(91.3%)
平成29年度末	140	47	82(58.6%)	44(93.6%)
平成30年度末	136	47	83(61.0%)	44(93.6%)
令和元年度末	136	41	84(61.8%)	39(95.1%)
令和2年度末	127	36	83(65.4%)	34(94.4%)

(注)バスターミナルとは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルであり、旅客の乗降のため事業用自動車を同時に2両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他の一般交通の用に供する場所を停留所として使用するもの以外のものである。

(令和3年度から令和7年度までの目標)

1日当たりの平均利用者数3千人以上の施設に加え、基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた1日当たりの平均利用者数が2千人以上3千人未満の施設を、令和7年度までに原則として全てについて、移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化を実施する。

**バスターミナルの段差への対応施設数**

区分	項目	総施設数	1日当たりの平均利用者数が3千人以上の施設及び1日当たりの平均利用者数が2千人以上3千人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設数	段差が解消されている施設数 (移動円滑化基準第4条に適合)
			総施設数	1日当たりの平均利用者数が3千人以上の施設及び1日当たりの平均利用者数が2千人以上3千人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設数
令和3年度末	125	42	84(67.2%)	39(92.9%)
令和4年度末	124	44	86(69.4%)	41(93.2%)

【参考】バスターミナルのエレベータ・エスカレータ設置施設数(総数:1日当たりの利用者数が3千人以上の施設)

区分	1日当たりの利用者数が3千人以上の施設のうちターミナルが1階以外に設置されている施設	エレベータを設置している施設数	エスカレータを設置している施設数	
			割合(%)	割合(%)
平成30年度末	9	8	88.9%	7
令和元年度末	7	7	100.0%	6
令和2年度末	6	6	100.0%	5

(注)1日当たりの利用者数が3千人以上の施設のうちターミナルが1階以外に設置されている施設に対するエレベータ、エスカレータのいずれか、又はその両方を設置している施設の割合は100%である。

バスターミナルのエレベータ・エスカレータ設置施設数

(総数:1日当たりの平均利用者数が3千人以上の施設及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた1日当たりの平均利用者数が2千人以上3千人未満の施設)

区分	1日当たりの平均利用者数が3千人以上の施設及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた1日当たりの平均利用者数が2千人以上3千人未満の施設のうちターミナルが1階以外に設置されている施設	エレベータを設置している施設数	エスカレータを設置している施設数	
			割合(%)	割合(%)
令和3年度末	8	7	87.5	7
令和4年度末	9	8	88.9	8

(注)1日当たりの利用者数が3千人以上の施設及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた1日当たりの平均利用者数が2千人以上3千人未満の施設に対するエレベータ、エスカレータのいずれか、又はその両方を設置している施設の割合は100%である。